

2023年8月4日

原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課  
脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の  
確立を図るための電気事業法等の一部を改正する  
法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、  
運転に関する規則等の改正案等に対する意見公募担当 御中

東京消費者団体連絡センター

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の  
一部改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、運転に関する  
規則等の改正案等に対する意見

## 1. 原発の運転期間は運転開始から原則40年を堅持するべきです。

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、国民は原子力発電に対する不信感、不安感を持ち続けています。また、GX推進に関わる法制度改正に際し国民的論議が十分になされたとは言い難い状況でした。

標記の規則等の改正案等は、運転期間の制限の事実上撤廃であり到底納得できるものではありません。原発の開発に関わった技術者は、老朽化した原発の複雑な機器、配管、電気ケーブル、ポンプ、弁などの各部品や材料が、時間の経緯とともに劣化し、この中には交換ができないものもあり、設計が古くなることによる構造的な欠陥が、深刻な事故を引き起こす原因となる等指摘しています。

高経年化した原発のリスクが高いことは明らかです。原発の運転期間は原則40年、延長を認めるのは例外中の例外ということを堅持するべきです。

## 2. 脱炭素社会の実現のためには原発依存にとどまることなく再生可能エネルギーの拡大に取り組むべきです。

現時点では、使用済燃料対策、核燃料サイクル、最終処分、廃炉など様々な課題があります。第6次エネルギー基本計画に明記した「可能な限り原発依存度を低減する」という原則を国民は支持しています。原発に頼らないエネルギー政策への転換を求めます。

以上